

食安輸発0810第1号
平成27年8月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

旧ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導について（一部改正）

標記については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第1号及び食安検発0329第1号（最終改正：平成26年11月12日付け食安輸発1112第1号）により通知しているところです。

今般、輸入時の自主検査の結果、リトアニア原産乾燥ブルーベリーから基準値を超える放射性物質が検出されたことから、上記通知を下記のとおり改正することとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

1 検査対象（2）の

「ウクライナ、スウェーデン及びブルガリアから輸入される次の食品。」

を

「ウクライナ、スウェーデン、ブルガリア及びリトアニアから輸入される次の食品。」

に改める。

(参考)

食安輸発0329第1号

食安検発0329第1号

平成24年3月29日

(最終改正：平成27年8月10日)

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
医薬食品局食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

旧ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導について

標記については、平成10年12月2日付け衛検第223号（最終改正：平成23年7月28日）に基づき実施しているところですが、平成23年3月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、平成24年3月15日付けで食品中の放射性物質に関する新基準値が公布されたところです。

つきましては、新基準値（一般食品：100Bq/kg）が適用される本年4月1日から、下記により全ての輸入届出に対し自主検査を実施するよう輸入者に指導することとするので、対応方よろしくをお願いします。

なお、平成10年12月2日付け衛検第223号「旧ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導について」は本年3月31日をもって廃止します。

記

1 検査対象

- (1) ヨーロッパ地域（トルコ及び旧ソ連のウラル山脈以西（アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、グルジア、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ウクライナ並びにカザフスタン及びロシアのウラル山脈以西をいう。）を含む。）から輸入される次の食品。

ア キのこ及びきのこ乾製品

イ トナカイ肉

- (2) ウクライナ、スウェーデン、ブルガリア及びリトアニアから輸入される次の食品。

ベリー類濃縮加工品

- (3) セルビア及びポーランドから輸入される次の食品。

ベリー類及びベリー類加工品（濃縮加工品、ピューレ、ペースト、シロップ漬、果汁等）

2 検査

(1) 検体採取は、以下によること。

ロットの大きさ (N)	検体採取のための 開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検体数
≤ 50	3	1	1
51 ~ 150	5	1	1
151 ~ 500	8	1	1
501 ~ 3,200	13	1	1
3,201 ~ 35,000	20	1	1
≥ 35,001	32	1	1

(2) 試験は、平成24年3月15日付け食安発0315第5号「食品中の放射性物質の試験法について」（以下「ゲルマニウム試験法」という。）、または平成24年3月1日付け事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正について」（以下「スクリーニング試験法」という。）によること。

ただし、スクリーニング試験法でスクリーニングレベルを超える試験結果が得られた場合は、ゲルマニウム試験法により試験を実施すること。

3 措置

検査の結果、食品中の放射性物質の濃度が基準値を超えるものについては、食品衛生法第11条第2項違反に該当するものとして取り扱うこと。

4 その他

(1) ベリー類濃縮加工品のうち、原料用果汁であって、輸入後に直接、食品製造施設に搬入され希釈加工されるものについては、濃縮率に基づいて、濃縮前の果汁の状態に換算した結果により、新基準値への適合を判断すること。

(2) 上記1に掲げる食品のうち食品衛生法施行規則別表第12の中欄に掲げるものについては、同規則第32第4項のただし書きを適用し、輸入の都度の届出を要すること。

(3) 上記1の(2)に掲げる対象国から輸入される、ベリー類及びベリー類加工品（ピューレ、ペースト、シロップ漬け、果汁等。濃縮加工品を除く。）を輸入しようとする輸入者について、平成25年10月18日以降の放射性物質に係る検査実績がない輸入届出については、輸入者に対して自主検査を実施するように指導すること。

また、平成25年10月18日以降の放射性物質に係る検査実績があり、継続的に輸入されるものについては、輸入者に対し、監視指導計画別表第2に基づき指導するとともに、年間計画に基づき、モニタリング検査を実施すること。